

令和7年度 豊明市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

豊明市（以下「市」という。）では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての部署が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達について適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針により、物品等を調達する対象事業者は、次の各号に定める障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める以下の施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労継続支援、就労移行支援、生活介護を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令で定める以下の事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①から③まで全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
- (5) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報収集及びその情報の市への提供、発注内容に対応可能な複数事業所にあっ旋・仲介する業務を行う共同受注窓口として市長が適当と認める者

4 調達の対象となる物品等

本方針により、調達を推進する物品等は、次の各号に定める物品等とする。

(1) 物品

- ア 食料品・飲料
- イ 雑貨等（普及・啓発用品）
- ウ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 清掃作業、公園の除草作業等
- イ 軽作業（ラベルシール貼、袋詰め作業等）
- ウ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

対象となる物品等の前年度の調達実績総額を上回ることを目標とする。

6 推進方法

市地域福祉課において障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報の収集を行い、その情報を各部署に対して提供し、障害者就労施設等への優先調達に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度毎に出納閉鎖期間終了後速やかに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。